

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例  
案

令和 3 年（2021 年）2 月 17 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成 4 年条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 清掃手数料の項第 4 号中「及び乾電池」を「、乾電池並びに加熱式たばこ及び電子たばこ」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

（理 由）

加熱式たばこ及び電子たばこについて、容器包装プラスチック収集への混入及び再資源化処理の過程における再商品化事業者での発火・発煙事故を防止するため、有料指定袋とは別の袋で他の家庭ごみと分別して収集することとし、清掃手数料の徴収対象から除外するため、本案を提出する。